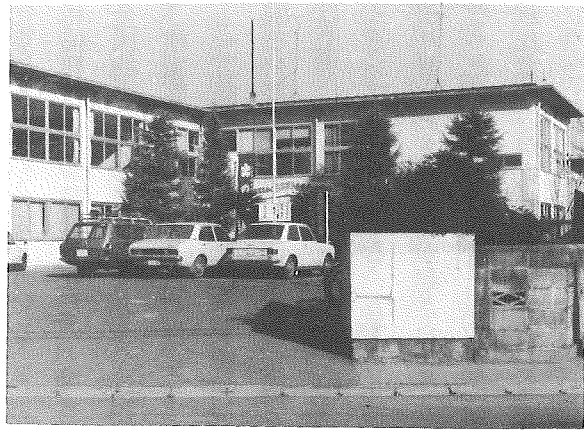


一 政治

1 大和町役場

三村合併により大和町が誕生し、その庁舎には旧春日村の役場を当て、旧川上村役場、旧松梅村役場は支所となり事務の一部を継続することになった。現在の庁舎は昭和三十二年十二月に完成したもので



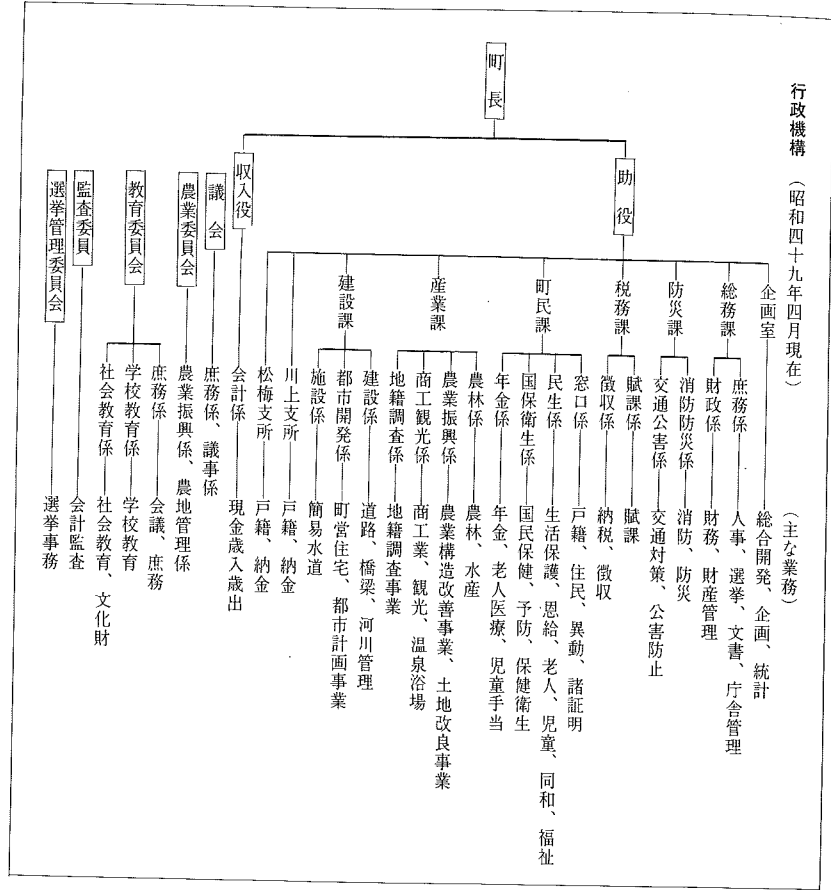
大和町役場

(総工費千六百九万五千円)、その後行政業務の増加に伴って職員数もふえたため、庁舎も一部増改築されて現在に至っている。

(1) 行政機構

日ごとに複雑化し高度化する事務に対処するため行政機構もまたそれに連れて推移するのである。行政事務の合理化、近代化を図り幾度かの改善を重ねて現在は一室六課十七係、一事務局二支所四委員会とし、職員総数も小中学校の事務、給食関係を含めて百三十二人となっている。

そのうち教育委員会の事務局は都渡城の中央公民館にあり、他の三委員会の事務局は役場本庁内に設けられている。行政機構は次表のとおりであるがその業務は主たるものだけである。



(2) 行政区

三村合併当初は七十一の部落数であったが、昭和三十三年六月八反原の編入により七十二部落となった。その後春日地区は住宅地としての需要度が急速に高まり、個人の住宅建設の外、町営・県営の住宅が次々と建設され、団地形成となつて春日丘、北原団地、大和団地の三部落が誕生した。又国分が南北に、尼寺東町がA・B・Cに、尼寺南小路がA・B・Cにそれぞれ分かれ、逆に尼寺中町のA

・B、田中・久郎等が合併したので現在では七十六部落となっている。一部落当たりの平均世帯数は五十一であるが、四世帯、七世帯の小さい部落もあり松梅地区は全部落とも平均以下になっている。

大字		部	落	名
尼寺	国分南、国分北、春日丘、福田、東町A、東町B、東町C、南小路A、南小路B、南小路			
久池井	C、西町A、西町B、中町、上町A、上町B、新道、佐熊、駄市川原、五領、			
	大和団地、北原団地、福島、小川、東古賀、久池井、野口、北原、春日、出羽、惣座、下			
	都渡城			
八反原	八反原			
川上	川上、水上、西山田、小隈、大願寺、大久保、			
東山田	東山田、立石、平野、平田、下戸田、上戸田、			
久留間	久留間、吉富、下村、今古賀、江熊野、今山、横馬場、西野、			
池上	於保、佐保、池ノ上、檜田			
梅野	上都渡城、下田、広坂有木、井手ノ原、上一区、上二区、四十坊、棧敷、楮原、			
名尾	井手ノ口、原折敷野、			
松瀬	田中久郎、萩原柏木、大谷泥島、屋形所、柚ノ木、古道、仲仏坂、井手、三反田、			

(3) 区長

各部落には部落民から選ばれた区長がいる。自治体としての長として部落の行政に当たり任期は普通一年である。交代期も一月とか四月とか区々であり、大ていの部落は世話役がいて区長を補佐している。各地区には区長会を組織し又大和町全体の区長会も組織され、それぞれ区長会長がいて連絡協議をしている。

(4) 歴代町長

昭和三十年四月十六日大和村が誕生し、同五月六日村長選挙施行の前日まで村長職務代行者として前川上村長大山利八が就任し、五月六日始めて公選制による村長選挙が施行された。昭和三十四年一月一日町制施行によりここに町長が誕生した。

代	氏名	就任年月日	退任年月日	在任期間	備考(出身地その他)
初	大山利八	昭和三〇・四・一六	昭和三〇・五・五	二〇日	村長職務代行、上戸田
二	大山利八	〃三〇・五・七	〃三四・四・二〇	四年	上戸田
三	西川利八	〃三四・五・四	〃三八・四・三〇	四年	上戸田
四	西川三郎	〃三八・五・一	〃四二・四・三〇	四年	佐保
五	西川三郎	〃四二・五・一	〃四六・四・三〇	四年	佐保
	土井四郎	〃四六・五・一	現任中		北原

(5) 歴代助役

歴代	氏名	就任年月日	退任年月日	在任期間	備考(出身地その他)
初	高洲 六次	昭和三〇・五・一一	昭和三一・一〇・一五	二ヵ月	久池井
二	西川 広次	〃 三九・三・二六	〃 四三・三・二五	四年	井手
三	西川 広次	〃 四三・三・二六	〃 四七・三・二五	四年	井手
四	西川 広次	〃 四七・三・二七	現任中		井手

(6) 歴代収入役

代	氏名	就任年月日	退任年月日	在任期間	出身地
初	西川 広次	昭和三〇・五・一一	昭和三四・五・一〇	四年	井手
二	西川 広次	〃 三四・五・一六	〃 三八・五・一五	四年	井手
三	西川 広次	〃 三八・五・一六	〃 三九・三・二五	十ヵ月	井手
四	藤崎 実	〃 三九・三・二六	〃 四二・五・三一	三ヵ月	尼寺西町B
五	古賀 京三	〃 四二・一一・一	〃 四六・一〇・三一	四年	国分北
六	古賀 京三	〃 四七・一・五	現任中		国分北

2 大和町議会

昭和三十年四月十六日、大和村誕生当初の議会は旧三村の村会議員をそのまま移行して構成され、同



議会風景

年十月九日小選挙区による第一回村会議員選挙が行われた。昭和三十四年一月一日町制が施行され、同年十月九日第二回の町議会議員選挙、同三十八年十月五日第三回、同四十二年十月八日第四回、同四十六年十月三日第五回の選挙が行われて現在に至っている。

又議員の定数は合併当初は五十四名であったが、第一回選挙の時は二十六名に、更に第二回選挙から一選挙区制に改め定数も二十二名に減じ、三十九年に議会事務局が設置された。同四十二年の第四回選挙の際は定数を二十名に節減して現在に至っている。

なお町議会は定例会が通常四回、会議日数は二週間内外で外に臨時会、委員会、協議会が開催されている。

現員	定員	区分	人員	常任委員会		
二〇	二〇			総務	教育民生	産業
五	五			建設		
五	五					
五	五					

(1) 歴代議長

代	氏名	就任年月日	退任年月日	在任期間	出身地
初	西川 太郎	昭和三〇・四・一六	昭和三〇・一〇・一五	六ヵ月	小川
二	香田 啓三	〃三〇・一一・三	〃三四・四・一七	六ヵ月	今山
三	本野 芳雄	〃三四・五・二七	〃三四・一〇・一五	五ヵ月	小川
四	副島 熊男	〃三四・一〇・一七	〃三七・三・一二	二ヵ月	尼寺中町
五	大島 喜一	〃三七・三・一三	〃三八・一〇・一五	八ヵ月	上梅野一区
六	江口 袈裟六	〃三八・一〇・二二	〃四二・一〇・一五	四ヵ月	上戸田
七	牧 龍興	〃四二・一〇・一七	〃四三・三・一八	六ヵ月	出羽
八	江原 岩雄	〃四三・三・一九	〃四六・一〇・一五	八ヵ月	久池井
九	光岡 次治	〃四六・一〇・一八	現任中		大願寺

(2) 歴代副議長

代	氏名	就任年月日	退任年月日	在任期間	出身地
初	香田 啓三	昭和三〇・四・一六	昭和三〇・一〇・一五	六ヵ月	今山
二	副島 熊男	〃三〇・一一・三	〃三一・一一・六	二ヵ月	尼寺中町
三	光石 郡治	〃三一・一一・七	〃三四・五・二六	七ヵ月	尼寺南小路A

3 選挙

第二次世界大戦後の昭和二十一年、町村制が大幅に改正され、従来二十五才以上の男子のみが選挙権を有していたが、満二十才以上の年齢に達し、六か月以上町村に居住する者は男女の別なくすべて平等に選挙権が与えられた。そして満二十五才以上の者はすべて被選挙権も有するようになった。

又町村長は従来町村議会で選出されていたが、住民の投票による公選制となり、名誉職から特別公務員となった。一方議会では町村長が議長となり運営されていたが、議長、副議長を議員の互選によって選出し、議会の権限も拡充されていた。

なお、選挙に当たってはこれまで町村長が選挙事務を行ってきたが、昭和二十二年四月の選挙から選挙管理委員会によって選挙管理事務が行われるようになった。

四	川崎 徳次	昭和三四・五・二二	昭和三四・一〇・一五	五ヵ月	江熊野
五	笠原 経男	〃三四・一〇・二一	〃三六・一〇・一九	二ヵ月	川上
六	中村 政喜	〃三七・三・八	〃三八・一〇・一五	八ヵ月	池上
七	古川 利弘	〃三八・一〇・二二	〃四二・一〇・一五	四ヵ月	広坂有木
八	光岡 次治	〃四二・一〇・一七	〃四六・一〇・一五	四ヵ月	大願寺
九	橋本 春次	〃四六・一〇・一八	現任中		尼寺上町A

町税の徴収実績

(単位千円)

区分	調定済額			収入済額			収入割合
	現年課税分	滞納繰越分	合計	現年課税分	滞納繰越分	合計	
市町村民税	37,574	318	37,892	37,192	199	37,591	99.2
固定資産税	45,543	1,104	46,647	44,707	300	45,007	96.4
軽自動車税	6,411	413	6,824	6,280	148	6,428	94.2
市町村たばこ消費税	16,822	—	16,822	16,822	—	16,822	100.0
電気ガス税	7,992	—	7,992	7,992	—	7,922	100.0
木材取引税	28	—	28	28	—	28	100.0
入湯税	326	—	326	326	—	326	100.0
合計	114,696	1,835	116,531	113,342	647	113,994	

氏名	就任年月日	退任年月日	出身地その他
池田 宗一	昭和三六・一〇・一九	昭和三九・一〇・一八	於保
江口袈裟六	三七・三・一九	三八・一〇・一五	上戸田、議会
梅野 半蔵	三八・一〇・一六	四一・五・三	川上、議会
池田 宗一	三九・一〇・一九	四二・一〇・一八	於保
宮崎 忠吾	四一・一〇・一	四二・一〇・一五	井手、議会

(2) 歴代監査委員

四十七年度の町税の徴収実績は上のとおりである。
(1) 監査委員
 監査委員は市町村の経営に係る事業の執行が効果的、能率的に行われるように監査をする者で、地方自治法の規定により当町では昭和三十九年四月一日から施行されている。委員の定数は二名で、町長が議会の同意を得て議員及び学識経験者の中から各一名を選任することになっており任期は三年である。ただし議会選出の委員は議員として在職中に限られている。委員の職務内容は定期監査、臨時監査、補助団体監査、要求監査、住民請求監査、出納検査、決算審査等があり、特に現金出納の検査は原則として毎月二十五日に行われている。

町の行政は町の予算により執行され、その予算は毎年度町の議会で慎重に審議され議決されている。歳入において大和町発足当時の歳入指数を一〇〇とすれば昭和四十七年度の歳入指数は一、一一三、

歳入	歳出
昭和十四年度佐賀縣佐賀郡春日村歳入歳出豫算	
金 一、五〇萬零千六百六拾参圓	金 一、五〇萬零千六百六拾参圓
金 一、五〇萬零千六百六拾参圓	金 一、五〇萬零千六百六拾参圓
金 一、五〇萬零千六百六拾参圓	金 一、五〇萬零千六百六拾参圓
合計 一、五〇萬零千六百六拾参圓	合計 一、五〇萬零千六百六拾参圓
歳入歳出差引 剰余金ナシ	

歳入	歳出
昭和十四年度佐賀縣佐賀郡春日村歳入歳出豫算	
金 一、五〇萬零千六百六拾参圓	金 一、五〇萬零千六百六拾参圓
金 一、五〇萬零千六百六拾参圓	金 一、五〇萬零千六百六拾参圓
金 一、五〇萬零千六百六拾参圓	金 一、五〇萬零千六百六拾参圓
合計 一、五〇萬零千六百六拾参圓	合計 一、五〇萬零千六百六拾参圓
歳入歳出差引 剰余金ナシ	

昭和14年春日村予算 (西川太郎氏提供)

歳出においては一、〇六九と約十倍以上の伸びである。しかし昭和四十五年度における歳入の県平均と比較すると県平均を一〇〇とした場合当町の歳入は約六六、歳出は約六三と低いようである。
 上の写真は今から三十五年前の昭和十四年度春日村の歳入歳出予算書の冒頭の部分であるが、この年の総予算が三万三千六百六十三円であり全く隔世の感がある。この予算書によれば当時の村長報酬が年額六百円、助役が年額五百五十二円、区長が六人で一人平均四十二円五十銭、収入役は給料で年額六百八十四円となっている。
 なお、この予算書の中から物価を拾い上げてみると、木炭一俵二円、石炭が百斤(六十キロ)で一円五十銭、児童の机腰掛一脚分四円二十五銭となっている。

江口袈裟六	〃 四二・一〇・三〇	〃 四五・一〇・二九	上戸田
宮崎 忠吾	〃 四二・一〇・一七	〃 四六・一〇・一五	井手、議会
江口袈裟六	〃 四五・一〇・三〇	〃 四八・一〇・三一	上戸田
森永良太郎	〃 四六・一〇・一八	現 任 中	川上、議会
古賀 清	〃 四八・一一・二四	現 任 中	尼寺西町 B

5 農業委員会

大戦後の大変革の一つは農地の解放でありこれは占領政策によって断行されたものである。その主な内容は①不在地主の土地所有は全く認めない ②在村地主の小作地は一町歩（北海道は四町歩）までとする ③一町歩を越える土地は国家が強制的に買い上げ、その土地の小作人に優先的に売渡して自作農を創設する ④小作料はすべて金納とする ⑤小作料率は全収穫の二十五%以内とする ⑥小作地の取り上げは厳しく制限する……等である。

第一次農地改革といわれる昭和二十年十二月二十八日公布の農地調整法は、連合軍総司令部の意向で一応延期となり、昭和二十一年十一月二十一日法律第二十四号により改正法律が公布された。これを第二次農地改革といっている。この法律によって地主、自作農、小作農から公選によって農地委員会が設置された。農地委員会は自作農創設特別措置法、農地調整法により、農地及び未墾地の買収、交換貸

借等耕作者の地位の安定及び農業生産力の維持増進を図るため、農地の調整に関する事務を行った。昭和二十三年七月食糧確保臨時措置法に基づき農業調整委員会を設置し、米、麦、甘藷、馬鈴薯等の主要食糧の増産並びに政府への供出等に関する事務を行った。明けて二十二年三月三十一日、全国一斉に第一回の小作地の買収が実施され、第二、第三回と昭和二十五年ごろまで続いた。

昭和二十六年三月、法律第八十八号により農業委員会法が公布になり、同年七月農業委員会が設置された。このため農地委員会及び農業調整委員会は廃止された。

昭和三十四年三月二十三日当町条例改正により選挙による委員は十五人となり、これに七名の選任による委員で構成され、任期は三年である。委員会は毎月一回の定例会を開き、農地法その他の指令による事項を処理すると共に、農地の利用交渉のあつせん、争議の防止、農業振興計画、農業に関する調査及び研究等をその任務としている。

(1) 歴代農業委員長

代	氏 名	就 任 年 月 日	出 身 地	代	氏 名	就 任 年 月 日	出 身 地
初	古川 利弘	昭和三〇・四・二二	広坂有木	五	福田千寿馬	昭和四〇・五・六	国分北
二	古川 利弘	〃 三四・四・二〇	〃	六	福田千寿馬	〃 四三・五・一五	〃
三	大山 利八	〃 三七・五・一〇	〃	七	福田千寿馬	〃 四六・五・二五	〃
四	古川 利弘	〃 三八・五・二〇	上戸田	八	轟木 源六	〃 四七・九・八	今古賀